

生物多様性部会の設置について

令和 3 年(2021 年)11 月
札幌市環境審議会資料

1 生物多様性さっぽろビジョンの改定について

資料 3 のとおり

2 生物多様性部会の設置について

生物多様性さっぽろビジョン（以下「ビジョン」という。）の改定には、研究者や NPO、市民等の参加・連携の視点と生物に関する見識が重要であり、有識者から意見をいただきながら検討を進める必要がある。

また、ビジョンは水環境、緑の保全、気候変動対策など札幌市の施策全般とも関連していることから、他の個別計画等との連携に留意する必要がある。

このため、ビジョンの改定にあたっては、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する機関である札幌市環境審議会にご意見を伺いながら、検討を進めたい。

また、生物多様性については非常に専門性の高い分野であることから、札幌市環境審議会規則第 5 条に基づき、「生物多様性部会（以下「部会」という。）」を設置していただき、生物多様性に関する様々な専門分野の視点から効率的、集中的に議論していただきたい。

3 部会の構成

札幌市環境基本条例第 29 条第 7 項において、「特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる」とこととされていることから、札幌市環境審議会の委員 2 名のほか、4 名程度の臨時委員を設置し、計 6 名程度で構成することとしたい。

4 部会の進め方

ビジョンに基づくこれまでの取組の評価と課題を洗い出し、改定の方向性について議論を行う。

改定の方向性に沿って事務局が作成する改定案について、各委員の専門分野の視点から様々なご意見をいただき、その都度、速やかに修正案を作成して次回に確認するという工程を繰り返し行いながら検討を進める。

また、進捗については札幌市環境審議会へ適宜報告する。

5 部会の日程

5 回程度開催予定（令和 3 年 12 月～令和 4 年 11 月頃まで）